

令和2年度予算編成方針の概要

基本方針

平成30年7月豪雨災害の発災から2年が経過することを念頭に、被災地の課題やニーズを踏まえながら、「より災害に強く、元気な岡山」を目指し、引き続き、復旧・復興に全力で取り組むとともに、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」（以下「プラン」という。）の行動計画期間最終年度となることから、プランに掲げる目標達成に向け、さらに取組を加速する。

「生き生き岡山」の実現に向け、教育の再生、産業の振興、人口減少問題への対応など、市町村等とも連携しながら、より実効性の高い施策を着実に推進することで、好循環の流れをさらに力強いものにし、本県の持続的な発展に結びつけるための予算編成とする。

予算要求基準

基本方針を踏まえ、1日も早い復旧・復興に向け、直面する課題や現場のニーズに対応するために必要な施策・事業へ優先的に財源を配分するとともに、プランに掲げる「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略等に基づき重点的に推進する施策・事業、おかやま創生の実現に向けた施策・事業については、部局間の予算配分にとらわれず、重点的に財源を配分することとし、以下のとおり要求基準を定める。

なお、今後、国の予算編成や地方財政措置等の内容が明らかになるのに合わせ、あらためて通知することもある。

〔義務的経費〕

過去の執行実績を踏まえて、現行の見積方法を精査するなど、必要最小限の所要額での要求とすること。

〔一般行政経費〕

別紙「令和2年度重点的に推進すべき施策に関する方針」に基づき重点的に推進する施策・事業については、緊急性や費用対効果等の観点から、財政当局と協議・調整を行った上で厳選し、所要額の要求を認める。

（事業費）

- ・ 単県医療費公費負担等の社会福祉の見地から支出される経費や、協定や契約に基づき負担額があらかじめ決められている経費など、その性質が義務的経費に準ずる経費のうち、財政当局が認めたものについては要求上限を設けないこととする。その要求に当たっては義務的経費と同様に必要最小限での要求とすること。

上記の準義務的経費以外の経費については、復旧・復興に引き続き全力で取り組む一方、これまでの行革による見直し内容の維持、事業のさらなる選択、国からの財源等の有効活用、経費節減の徹底等は継続した上で、一般財源ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

要求に当たっては、既存の施策・事業について行政評価の実施結果等を基に積極的な見直しを行うこと。

(運営費)

- ・ 事業費ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。

なお、要求上限にかかわらず、個別管理事業（PFI事業者に対するサービス購入費等）及び行革の推進に資するもので財政当局が認めたものは、所要額を要求できることとする。

[投資的経費]

道路・橋梁等の計画的な維持修繕、適切な管理に取り組むとともに、老朽化対策・事前防災・減災対策を中心に必要な社会基盤整備を進める。

- ・ 補助・単独公共事業と維持修繕経費を合わせた地方負担額（県債＋一般財源）ベースで令和元年度当初予算額（国の河川激甚災害対策特別緊急事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に採択された事業（以下「河川激特事業等」という。）に係る予算として、財政当局が別枠で認めた額を除く。）に消費税率引上げ及び会計年度任用職員制度導入の影響額を加算した額を要求上限とする。なお、要求上限にかかわらず、再度災害防止の観点から、河川激特事業等については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 維持修繕経費は、一般財源ベースで令和元年度当初予算額に消費税率引上げの影響額を加算した額を要求上限とする。
- ・ このほか、一定規模以上の建築公共事業（県庁舎耐震化整備、警察本部庁舎整備）は個別管理とし、所要額を精査した上で要求を認める。
- ・ また、個別施設計画に基づく施設等の大規模修繕事業については、財政当局が認めた所要額を要求できることとする。
- ・ 国直轄事業負担金及び災害復旧事業費については、豪雨災害への対応を踏まえ、所要額での要求とすること。